

様式第 17 の 4 (第 23 条の 9 の 3 関係)

接続約款変更届出書

令和2年8月25日

総務大臣 殿

郵便番号 105-7317

住所 とうきょうとみなとくひがししんばしちちやうめ ばん ごう
東京都港区東新橋一丁目9番1号

氏名 わい やれす してい ぷらん にんく かぶしきがいしゃ
Wireless City Planning 株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちやう けん しーいーおー みやうち
代表取締役社長 兼 CEO 宮内 けん

登録年月日及び登録番号

平成22年12月1日 第342号

連絡先

電気通信事業法第34条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款を変更するので届け出ます。

実施期日	令和2年9月1日
------	----------

(WCP)接続約款新旧対照表

別紙

新	旧
<p>(特定事業者が定める接続約款の準用)</p> <p>第 4 条 当社の第 2 種指定電気通信設備と他事業者の接続に関し、接続料、接続条件及び当社の第 2 種指定電気通信設備との接続を円滑に行うための条件については、この約款に特段の定めがない限り、特定事業者が定める電気通信事業法第 34 条第 2 項に基づく接続約款(以下「特定事業者接続約款」)の規定を準用します。</p> <p>2 前項の定める特定事業者接続約款の規定の準用において、特定事業者接続約款の別表 1 はこの約款の別表 1 に、特定事業者接続約款の別表 2 は、この約款の別表 2 に定めるとおりとします。</p> <p>※特定事業者接続約款の新旧対照表は別添のとおり</p> <p>附則 (略)</p>	<p>(特定事業者が定める接続約款の準用)</p> <p>第 4 条 当社の第 2 種指定電気通信設備と他事業者の接続に関し、接続料、接続条件及び当社の第 2 種指定電気通信設備との接続を円滑に行うための条件については、この約款に特段の定めがない限り、特定事業者が定める電気通信事業法第 34 条第 2 項に基づく接続約款(以下「特定事業者接続約款」)の規定を準用します。</p> <p>2 前項の定める特定事業者接続約款の規定の準用において、特定事業者接続約款の別表 1 はこの約款の別表 1 に、特定事業者接続約款の別表 2 は、この約款の別表 2 に定めるとおりとします</p> <p>附則 (略)</p>

(SB)接続約款新旧対照表

別添

新	旧										
<p>料金表</p> <p>第1表 接続料金</p> <p>第1の2 将来原価方式対象機能の網使用料</p> <p>1 適用</p> <p>第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第2項に定める将来原価方式対象機能の網使用料の適用については、第64条(従量制の網使用料の支払義務)及び第64条の2(定額制の網使用料の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。</p> <p>なお、料金額のうち、適用対象期間が到来していない料金については、適用対象期間までの間に料金額が変更になる場合があります。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin: 10px 0;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">網使用料の適用</th> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">網使用料の適用対象</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p>2 料金額 (略)</p> <p>附則</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則(令和2年8月24日 MKS2008240001470001)</u></p> <p><u>(実施期日)</u></p> <p><u>この改正規定は、令和2年9月1日から実施します。</u></p>	網使用料の適用		網使用料の適用対象	(略)	<p>料金表</p> <p>第1表 接続料金</p> <p>第1の2 将来原価方式対象機能の網使用料</p> <p>1 適用</p> <p>第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第2項に定める将来原価方式対象機能の網使用料の適用については、第64条(従量制の網使用料の支払義務)及び第64条の2(定額制の網使用料の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。</p> <p>なお、料金額のうち、適用対象期間が到来していない料金については、適用対象期間までの間に料金額が変更になる場合があります。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin: 10px 0;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">網使用料の適用</th> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">(1) 網使用料の適用対象</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">(2) <u>MVNO 回線管理機能に係る網使用料の取り扱い</u></td> <td style="width: 50%;"> <u>ア MVNO 回線管理機能に係る網使用料については、日割りは行いません。</u> <u>イ 暦月の末日の契約者回線数に応じて支払いを要するものとします。</u> </td> </tr> </table> <p>2 料金額 (略)</p> <p>附則</p> <p>(略)</p>	網使用料の適用		(1) 網使用料の適用対象	(略)	(2) <u>MVNO 回線管理機能に係る網使用料の取り扱い</u>	<u>ア MVNO 回線管理機能に係る網使用料については、日割りは行いません。</u> <u>イ 暦月の末日の契約者回線数に応じて支払いを要するものとします。</u>
網使用料の適用											
網使用料の適用対象	(略)										
網使用料の適用											
(1) 網使用料の適用対象	(略)										
(2) <u>MVNO 回線管理機能に係る網使用料の取り扱い</u>	<u>ア MVNO 回線管理機能に係る網使用料については、日割りは行いません。</u> <u>イ 暦月の末日の契約者回線数に応じて支払いを要するものとします。</u>										